

身体拘束廃止未実施減算Q&A

(令和2年5月15日)

	質問	回答
1	身体拘束を行っている利用者がある場合に限り、基準を満たしていないと減算になるということか。	身体拘束をしていなくても、基準を満たしていない場合は減算となります。身体拘束の有無は関係ありません。
2	現時点で基準を満たしていれば、過去に基準を満たしていなくても減算にはならないと考えてよいか。	過去に基準を満たしていない時期があれば、減算が適用されます。
3	減算は、基準を満たしていなかった時期まで遡り、そこから改善されたところまでの期間に適用されるのか。	<p>基準を満たしていないこと(過去を含む)を発見した時点(正確には改善計画を提出した時点)から少なくとも3月に渡り減算となります。過去に遡ることはしません。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① H30.04.01 制度改正により指針作成が義務となるも作成せず。 ② H31.01.15 指針を作成。 ③ H31.01.23 実地指導により過去に指針を作成していなかったことを発見。 ④ H31.01.25 減算を届出。改善計画を名古屋市に提出。 ⑤ H31.02.01 減算適用開始 ⑥ H31.04.10 改善報告を名古屋市に提出。減算終了を届出。 ⑦ H31.05.01 減算適用終了(通常報酬に戻る)
4	定期的な研修とは、どのくらいの頻度を言うのか。	定期的とは、年2回以上とされています。
5	委員会の開催が3月に1回以上とされているが、3月の考え方は如何に。	3月を1ブロックとして考えます。例えば、①4～6月、②7～9月、③10～12月をそれぞれ1ブロックと考え、そのブロック内に1回以上の開催が必要となります。委員会の開催期間が前回から3月を超えてしまっても各ブロック内に収まっていれば可と考えます。上記に当てはめると、4月と8月の開催の場合、開催期間が3月を超えてはいますが、それぞれのブロック内には収まっているため要件を満たしていることとなります。
6	減算の対象範囲は。	利用者全員が減算の対象となります。身体的拘束の対象者のみではありません。